

都市アクターとしての大学

福 島 康 仁

1. はじめに

都市の中には都市自治体のほか、住民、NPO、企業など様々な都市アクターが存在し、個人、各組織がその個々の諸目的や社会的使命の達成に向かい活動を営んでいる。地方分権一括法施行後一二年を経て、制度環境が徐々に整備され本格的な分権時代の到来を迎えるなか、地域内での新しい公共空間は拡大化傾向を示している。そのような傾向に付隨し自治体の事務事業の将来的増加が容易に予想され、財政難に苦慮する都市自治体はその拡張した自らの守備範囲の見直しとその機能的な再構築が喫緊の課題となっている。

都市自治体の守備範囲の再構築の方向としては、行政主導・依存型の地域社会構造から自律型・協働型の地域社会構造へのシフトを趣向し、その流れに関して都市アクターが公共的サービスに関わる地域課題に一定の役割を担うべ

きであるとの認識が都市内外でコンセンサスがとられ浸透しつつある。すなわち、経済の成熟化時代のなか、自らの生活向上を最優先とした個人、また利益追求を第一義にしてきた企業が、その眼を自らが活動する地域福祉の向上や、地域活動を通じて自己実現や社会的責任 (social responsibility) を果たそうという風潮が地域社会に定着しつつある。⁽¹⁾新しい公共空間において都市自治体の政策は事業執行型から地域協働主体の諸活動を支持する協働を軸とした条件整備型⁽²⁾の政策主体として都市自治体の政策志向の変化が見られるようになつた。⁽³⁾

昨今、その都市空間において協働主体のひとつであり、都市アクターとして地域活動に密接不可分の関係を構築することが稀少であった知の宝庫——高等教育機関である大学との関係の構築と連携の在り方に関心が寄せられている。すなわち、大学・地域関係論を考察し、都市の自律的運営において知的ネットワークの構築にむけた協働戦略を考案すべきであり、大学によるまちづくり論、都市においては大学地域論の展開がもとめられているところである。⁽⁴⁾

大学と都市との関係を検討する機会はこれまでにもなかつたわけではない。先行研究としては『地域社会と国立大学』において戦後の教育改革の中での一府県の一大学の原則で設立された国立大学の地域社会に対する役割を分析しているが、大学と地域交流の視点は欠如していた。⁽⁵⁾その後も大学と地域社会の問題は、主に地域社会の教育問題として取り上げられてきた。たとえば、臨時教育審議会「教育改革に関する第一次答申」（一九八五年）で教育改革への取り組みの一つとして生涯学習体系への移行が提言されている。地域社会にとつての大学との関わり方を検討する端緒ともいえよう。そして、それは少子化による大学経営への危機意識を有する新設大学、地方私立大学の間で地域社会への接近を検討する機会でもあつた。これらの大学にとつては地域社会で高い信頼性と威厳をもち、圧倒的なプランド力のある国立大学への対抗手段として、地域社会に根付いたアクターとのイメージを持たせるための協働戦略で

地域再生計画と連携した施策

- ・科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム【文部科学省】
- ・現代的教育ニーズ取組支援プログラム【文部科学省】
- ・地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム【文部科学省】
- ・国立大学法人における地域振興、地域貢献関連事業（学術研究関係）【文部科学省】
- ・「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進【厚生労働省】
- ・地方大学等の知的・人的資源活用による農林水産研究の実用化促進【農林水産省】
- ・地域の产学研官連携による優れた実用化技術開発への助成【国土交通省】
- ・地域新生コンソーシアム研究開発事業【経済産業省】
- ・地域新規産業創造技術開発費補助事業【経済産業省】
- ・地方公共団体と地域の大学との連携促進のための寄附金支出協議の簡素化・迅速化【総務省】
- ・日本政策投資銀行の低利融資等の活用【財務省】

地域社会と大学等の連携による地域再生の取組の支援に資する施策

- ・国立大学における地域振興・地域貢献関連（学術研究関係を除く）、国立高等専門学校における地域連携・地域貢献関連事業、私立大学における社会連携研究推進事業、产学研官連携活動高度化促進事業、地方大学等の施設の再生【文部科学省】
- ・バイオマスの利活用の推進（バイオマスの環づくり交付金）、食料産業クラスターの推進【農林水産省】
- ・产学研連携製造中核人材育成事業の実施、ビジネス・インキュベーション施設整備の推進【経済産業省】
- ・地域の観光を担う人材の育成支援【国土交通省】
- ・「知の集積」等をいかした新しい観光振興の支援【文部科学省、国土交通省】
- ・環境と経済の好循環のまちモデル事業の実施【環境省】・地域の創意工夫による実践的な都市再生活動の支援【都市再生本部】
- ・地域振興フォーラムの開催【日本学術会議】
- ・道路使用許可等の手続の円滑化による知の拠点を活用した地域再生の支援【警察庁、国土交通省】

図表1 地域貢献を意図する大学への支援策

出典：地域再生本部「地域の知の拠点再生プログラム」概要資料より引用作成。

あつたが、全国的にみればこれらはまだ一部の大学の動向にすぎなかつた。そして、昨今、その発展型として都市と大学との連携が全国規模での課題である「都市再生」のためのキーワードとして認識され始められたのである。

二〇〇五年一月には都市再生本部が「大学と地域の連携協働による都市再生の推進」を都市再生プロジェクトとして位置付けている。すなわち、大学は「まちづくりの課題に関する教育やまちづくりを支える人材育成に大きな役割を果たし、多くの若者を含む学生等が継続的に集まる都市の賑わいの源泉」であるべき主体である。また、内閣府に設置された地域再生本部による「地域の知の拠点再生プログラム」では、「地域の大学等を核とした知識・人材の創出と地域活力の好循環を形成」を目的とするなど、地域の再生において大学の存在が重視されている。文部科学省の「第三期科学技術基本計画」においても「現代的教育ニーズ取組み支援プログラム（产学連携促進等）」や「地域再生人材創出プログラム（地域活性化に貢献できる人材育成）」とし、地域貢献をする大学には支援を行うことが明示されている。その他地域貢献を意図する大学には図表1のような支援策が用意されている。

大学は都市経営において協働戦略上のシンクタンク的機能を担う不可欠な地域資源であり、これを有効活用することが都市自治体にとって肝要である。知的基盤社会⁽⁶⁾に移行するなか、国家戦略も知の競争にいかに国力を維持することはいう議論と同様に、都市間競争も単にハード面の整備・充実からソフト競争、「知」の競争による時代へと突入している。知識を基盤とした戦略的な地域づくりがなされなければ持続可能な発展を遂げる地域社会を形成することは困難であろう。本稿においては、大学を都市自治体の知的地域資源の主体であり、戦略的地域経営のためのパートナーとしての役割を鑑み、その機能および地域社会において期待される地域主体像について考察するものである。

2. 地域社会の中の大学像の変遷

(1) 従来の大学と地域社会

従来型の大学と地域社会の関係は空間的には共存関係にありながらも、地域づくりに関する両者のベクトルは同方向を志向しない離反ないし相反関係であつた。大学は地域社会から一定の距離感を保ち、基礎研究に重点を置くアカデミック志向⁽⁷⁾であり、自治体は政策過程をほぼ独占あるいは国の政策誘導に従いながらも自律的経営を模索している。大学は学問の知的体系への貢献に关心があり、それを課題解決に応用する手法を持ちえず、また研究成果を地域還元することは稀であつた。すなわち、従来の大学と地域社会の関係は、疎遠関係あるいは隔離関係であり相互の存在は認めながらも社会的使命を達成するためのパートナー先としては必ずしも不可欠な存在ではなかつた。行政資源として大学の知的資源の有効的活用は前提とされずに政策形成、地域づくりがなされていた。つまり、公私分担論に立脚すれば、大学は公共性を有する都市アクターと認識されながらも地域づくりのための「公」を担うものとの認識が自他ともに希薄であつたといえよう。

地域社会から見た大学は、第一に、大学は象牙の塔と称される存在であつた。象牙の塔とは、深い知識・論理の体系の蓄積を生み出す行為の象徴である⁽⁸⁾。同時に、それはネガティブな意味合いを持つものとして実社会とは相容れないものとして地域社会において一種独特な主体として存在意義が許容されたのである⁽⁹⁾。つまり、隔離状況でも大学は直接的な効用を都市にもたらすことはなくとも社会的使命を果たしていたとの見方もできる。第二に、地域資源としての位置づけが曖昧であつた。地域社会に存在する知的資源ではあるが、それは都市形成のためにどのような活用が

可能であるのか、仮に可能であるとしても、どのようなシーズ (seeds) を内部留保されているか不明であつた。そもそも革新的な創生は、大学が持つシーズと企業や自治体のニーズが合致することによる。しかし、大学の組織の一部である大学研究者が個人として企業の商品開発のための協力、自治体から審議会など政策支援組織体の構成委員や委託研究を受託する存在として認識されるだけで、地域社会にとつてのシーズはほとんど認知されていなかつた。とりわけ理系分野に関するシーズは専門化・細分化していることからニーズとシーズの緻密なマッチング機能が必要とされ、詳細なデータベース化作業が必要とされる。この点に関しては国立大学を中心として教員の専門分野についてデータベースがインターネットで公表され始めている。文系大学におけるシーズについては組織としての公表は極めて限定的であつたと言わざるを得ない状況であつた。第三に、地域社会にとつて学生は通学のために訪れる一時的な滞在者「他所者」(部外者)として位置付けられ、地域社会の構成員として地域のパートナーとして認識されなかつた。しかるに、地域の行事に学生が参加することは外来招待者ないしは特別参加者という位置づけであり地域住民とは一線を画していた。とりわけ、この傾向は大都市圏ほど顕著で、自宅通学が可能な圏域においては地域社会での滞在時間が短い傾向にあるためである。⁽¹⁰⁾

これに対して、大学から見た地域社会は、第一に大学の無関心圏に属する存在であつた。大学と地域社会の関係は地域活性化のために自治体が誘致ないしPPP (Public Private Partnership) の手法の一つとして設立された大学を除外すれば、地域に住所を有するだけで、自らが地域協働主体として活動することは稀少であつた。むしろ、大学の地域社会での最大の存在意義は地域社会に對して経済的貢献をするだけの主体であつた。⁽¹²⁾それは、直接経済効果としては研究教育に係る経費により地域需要を創出し、教職員やその家族、学生の生計費が地域内消費として需要の創出効

果をもたらした。また、間接的経済効果としては学会の誘致、公開講座の開催などによる交流人口の増大、施設維持経費などによる需要の創出効果がある。地方都市における経済的貢献は雇用の創出に直接関わるため意義は高い。第二に、地域社会の問題は自治体が創意工夫した施策により解決すべきものであつて政策過程へ大学をはじめとする他の都市アクターに依存すべきではないとの思考・姿勢が堅持されていた。もちろん、審議会などを通じて専門的知見を有する研究者が個人として政策過程に参画することは歓迎されたが、組織体としての協働体制は存在しなかつたのである。第三に、学生にとつても大学が存在する地域は通学する場所であり、講義の受講や課外活動のために訪問する場所であつて、地域社会の構成員として地域への帰属意識を持ち滞在するところではなかつた。地域は通過経路にすぎず、もっぱら彼らの関心事は狭義のキャンパス以外にはない。精々日常品の調達ために大学周辺の商店街の衰退などに関心を示す程度であり地域コミュニティの諸問題とは距離を置く存在であつた。このことは大学周辺に仮の住居をもつ学生についてほぼ同様の傾向があつたと見てよからう。

(2) 新しい大学と地域社会

①背景

こうした従来型の大学と地域社会の疎遠関係から相互に資源交換・交流する関係へと変化が見られるようになつてきた。すなわち、地域社会が大学を都市アクターとして受容しそれとの協働に期待する動き、一方で大学において積極的に地域社会との連携を高めてまちづくりに関与しようとする動きが盛んになつてきている⁽¹³⁾。この背景には次の三點が考えられよう。第一に、地方分権化社会が名実とも構築されてきたことである。地方分権一括法の施行から一二年が経過し、制度変革に伴う都市アクターの意識変革が進み、徐々にではあるが都市形成の主体としての自覚が

定着してきた点である。第一次分権改革は「官官分権」と揶揄され、画期的な改革でありながらも蚊帳の外に置き去りにされがちな住民、従来の国と地方の関係の中で主体的な地域づくりを敬遠・回避してきた自治体職員の意識変化が起こっている。¹⁴⁾また、全国で見られる自治基本条例の制定の動きなど自治立法の気運もその一つといえよう。団体自治のより拡充を求める動きと、それに遅れたものの漸く動きだした住民自治の叢生の流れといえよう。すなわち、このことは地域の自立を意味し、歳入・歳出の自治は勿論のこと、自治体の政策形成能力の向上が課題である。そのためには地域資源である諸アクターとの戦略的協働¹⁵⁾が模索されなければならない。とりわけ、知的資源としての大学の果たす役割期待は大きく、地域社会と大学との戦略的連携は地域の自立には不可欠の要素であるといえよう。第二に、現代における地域課題は多岐に複雑化の様相を呈している点である。地域ニーズの高度化、多様化、量的拡大に対して、行政資源の不足に苦悩する自治体だけではこれに対応できない状況にある。第三に、新しい公共の拡大とそれを支える主体の議論が盛んになつてているが、地域の多様な主体が協働し、公益活動、民間活力の導入がますます求められる時代になつている。¹⁶⁾

② 社会環境要因と認識の変化

このような社会環境要因の変化に付随して、地域社会と大学のアクター間にそれぞれに対する認識変化が顕著となる。第一に、大学に自らが地域貢献を積極的に意図しようとの認識が生まれた。初期段階では、大学は地域貢献や社会貢献を外部向けに発信・アピールし、大学から地域社会への働きかけを模索する。次の段階では地域社会が大学にとって研究や教育の宝庫との自認と同時に地域内での役割分担を模索する動きが始まり、第三段階では理念型から抜け出しはしないものの地域論を展開するまでになつてている。この段階では大学は他の様々な地域資源を認識し特別講

演の実施や、地元の有力企業、政治家、地方公務員などを特別講師に迎え入れるなどの施策を講じている。

第二に、大学の構成員である学生の意識行動に変化が生じている。学生が活動拠点とするキャンパスを狭義のキャンパスから地域に拡大しようとする意識が見られるようになつた。ボランティアサークルなどキャンパス内で行動していたものが、地域のNPOや様々な都市アクターと連携を試みることが頻繁になつていて⁽¹⁷⁾いる。第三に、大学のもつシーザーを地域資源として認定しそれを地域社会のために利用しようとするものである。そのため大学は自らのシーザーを公開し地域とのマッチング機能を模索している。大学がホームページなどで、大学の研究者の研究分野や提供可能な講演などを明示するのもその動きの一例である。

このような両者の認識変化が、当該地域の指針を内外に明示する自治立法の制定内容にもみられる。たとえば、政策過程への積極的な市民の関与を促そうとする、市民参加条例や自治基本条例の制定に際しては市民の定義、範囲が問題とされる。これらの多くの条例では、市民を区域内に住所を有する者のか、区域内で学ぶ者若しくは団体を含める例が見られる。まちづくりに参加する権利を地方自治法の直接参政権などとは別の次元で考慮し、積極的にそれを大学および学生に認めてこれらを取り込もうとする地域社会の動きが見られる⁽¹⁸⁾。これは、学生を都市の「滞在者」から「市民」への格上げすることにより、まちづくりの主体として参加を促進する環境を整備するものである。そもそも、大都市圏近郊の都市において住民の区域内の滞在時間は長くはなく、地域社会への貢献・帰属意識は希薄である⁽¹⁹⁾。東京周辺部の圏域では「○○都民」と称する俗称が存在するのはその現れである。

(3) 定住政策としての側面

以上が既存の大学と地域社会の関係変化である。一方、地域に新たに大学を設置する動きもある。これは既存の大

学が国立大学以外に存在しない空白地域、大学があつても地域資源としての認識への変化がない地域、既存の大学と間隙を補足する必要がある地域である。とりわけ、地方大学においては、第一に、若者の定住政策の一環として設立される。地元子弟への進学の機会の拡大をすることで、地方における高齢化現象への歯止めとして若年層の他県への流出を防止し地域への残留率を高めることに貢献する。同時に、消費性向が高い若者の定着により地域活性化、商業の振興に期待が高い。第二に、専門的知識を有する職業人の養成である。既存の大学では養成不可能な職業人、専門職の養成を担うものである。第三に、専門的な知識に関わらず地元企業への人材供給を果たす。有能な人材の大都市圏への流出を抑制し地元企業へ十分な人材供給源となる。⁽²¹⁾ マス化した大学が果たすべき機能として地元企業への人材供給は従業員年齢の高齢化による賃金の高騰化、企業の活性化、企業内部のスキルの伝承者の育成に寄与する。臨時教育審議会が「教育改革に関する第二次答申」で「地域を指定した枠を設けたり、地域を指定した推薦入学を行つている大学もごく一部にあるが、地域に根ざした大学づくりを進めたり、若者の地域定着を進める観点から、各大学の判断により、新たにそうした入学定員の枠や推薦入学を導入したり、拡大していくこと」を示唆しているのもこの目的に資するためであろう。第四に产学連携の強化である。⁽²²⁾ 研究機能の充実による地域振興を期待するものである。産業構造の転換により、物質文明を支えてきた大量生産・消費の時代は終焉を告げ、新たな知的基盤社会は質重視型の改革を推進していかなければならない。地域において質重視の社会構造を築くべき役割期待が大きい。

このようなことを踏まえて、定住自立圏の構築にむけて、大学を地域イノベーション推進拠点として明確化し、魅力があり誇りを高める大学等の高等教育機関を再編・整備する必要があるとし、子どもを安心して託せる義務教育・⁽²³⁾ 高校教育体制の整備が課題であるとの指摘がある。第五に知的地域資源としての大学にコミュニティ形成機能を期待

するものである。すなわち、地域社会の知的資源の基地＝中心地「場」としての機能である。アメリカの退職者コミュニティと大学との連携によるまちづくりに見られるように、²⁴⁾退職後はレジャー志向であつた数十年前の高齢者は異なる行動形態が今日的傾向として見られる。健康で活力ある高齢者は身体的な関心よりも、精神的な豊かさを求める知的活動に関心を示している。そのような活動はコミュニティを活性化させる有用な要因として注目されているところである。この意味で大学が今後ソーシャル・キャピタルの構築にむけて核心的主体となることが示唆されているようと思われる。

3・大学の機能

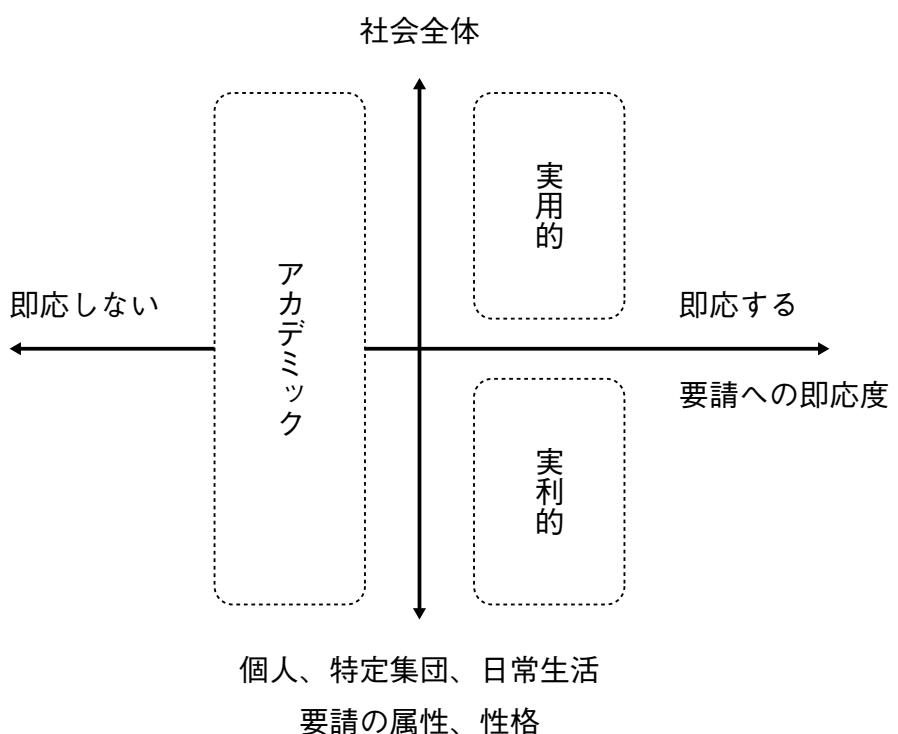
(1) 研究・教育機能

学校教育法第八三条によれば、「大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究」がその中核機能ということになる。本条の前段は教育機能を指し生涯教育、地域教育を含むと解されるが、従来これは大学が所属する学生に対してなされる教育と狭義に解されていた。人材育成の意味は文言では地域人材の育成が表面的に謳われることが多かつた。大学の知的公共機関としての性格からすれば、学生に対する教育は知の商品化と近似の意味合いを持つものであることから、その発想を離れて教育機能の拡充は都市における公共機関としての位置づけを明確にするには重要な意義をもつ。一方、研究機能については専門的研究について教員が自らの分野を探求するものとされ、その成果の多くは学界の中に留まり、実社会での活用は企業の選択的行動に委ねられ、直接的に地域社会へ還元されることとは少なかつたようと思われる。これは、後述するような社会的機能が十分に機能していな

かつた点であろう。大学と企業のパートナーシップが十分に機能してなかつたという証左である。このような状況を危惧した国は、一九八〇年代、当時の通商産業省、文部省などが、テクノポリス構想や国立大学共同研究制度を用いて、民間資金で大学と企業が共同で研究し、その成果を企業に移転するなどの仕組みを構築している。²⁵⁾時代は地方の主体性、頭脳立地の軸足を地方への移行を模索する政策の転換期に突入したのである。

(2) 社会的機能

大学の社会的機能には、「アカデミック機能」「実用的機能」「実利的機能」がある。先述したように、大学は「アカデミック機能（研究・教育）」があるが、それに加えて「実用的機能」「実利的機能」がある。²⁶⁾すなわち、この分類によれば、アカデミック機能とは、実社会からの要請に直接的に対応していない、真理の追究自体を目的とする、



図表2 大学の社会的機能

出典：山本長史ほか「地域と大学の連携—知性豊かな社会へのキック・オフ」
神奈川自治総合研究センター、1989年、12頁。

いわゆる学究的な研究教育機能である。実用的機能とは実社会全体の要請に基づく研究教育機能である。実利的機能とは社会全体ではなく、個人や特定集団の要請（要求）に基づく、又は日々の日常生活に直接すぐに役立つような研究教育機能である。アカデミック機能が学問の本質を探究する「純学問的」な要素であり、それが社会との交流軸へシフトしているのが実用的機能と、実利機能である。この分類によれば、理工系大学を中心に行われている大学による特許の取得は実用的機能と実利機能の中間に位置するものと考えられる。つまり、社会的有用なアイデアを普及させる意味では前者に分類され、それが実利的な発展を遂げる意味では後者に分類される。このことは早くから「発明の成果を特許に結実させることなく、従つて産業界に反映されず、結果的に大学教員のアイデアが広くいかされない」⁽²⁷⁾と指摘されてきたが、国際的な特許競争、わが国の閉塞的経済状況を踏まえて特許庁の後押しもありシフトが加速化している。

(3) 大学の新しい機能

大学は知の創造、知の伝承を基本機能とする知的主体である。しかし、今日、新しい大学の在り方として求められているのは、大学はアカデミック機能をコア機能として引き続きその機能を保持しながらも新たな役割期待を担うことが求められている。すなわち、社会貢献を教育・研究に加えて大学の「第三の使命あるいは第三の機能」として担うことは社会的要請である。⁽²⁹⁾ここで「社会貢献」とは、単なる経済活性化だけではなく、地域コミュニティや福祉・環境問題といったより広い意味での社会全体、すなわち地域社会、経済社会、国際社会の発展への寄与と捉えるべきである。⁽³⁰⁾社会貢献活動といわれる知の地域還元を開かれた大学の使命とし地域とのパートナーシップを強固にすべきである。先述した実用モデルないし実利モデルもまた社会貢献のうちの一つであるが、とりわけこれからは理系

大学モデルを前提としたものであつて、文系大学にあつても広い社会貢献がなされることが期待される。この意味で地域連携の基本形であるT L O (Technology Licensing Organization, 技術移転機関)も社会貢献の一部を形成するものにすぎないといえよう。大学はユニバーシティからマルチエージェントとして大学の役割の転換を求められている。

このように地域貢献が大学の使命として位置づけられて、地域社会との連携をより推進するために専門部署を設置する大学が増加している。すなわち、研究者個人に依存して地域との協働関係を構築するのではなく継続性がある組織的な連携へと発展させていくとする大学が増えている。この動きは理系大学だけでなく、文系大学においても行なわれている。しかし文系大学では、マーケティング・ビジネスパートナー、まちづくり・商店街活性化、経済・産業・社会問題調査が多く、連携先は、主に自治体などの公共部門に留まっている傾向がある。昨今では、文理融合型の学際的研究へと可能性を広げ、地域社会還元へと踏み出している。

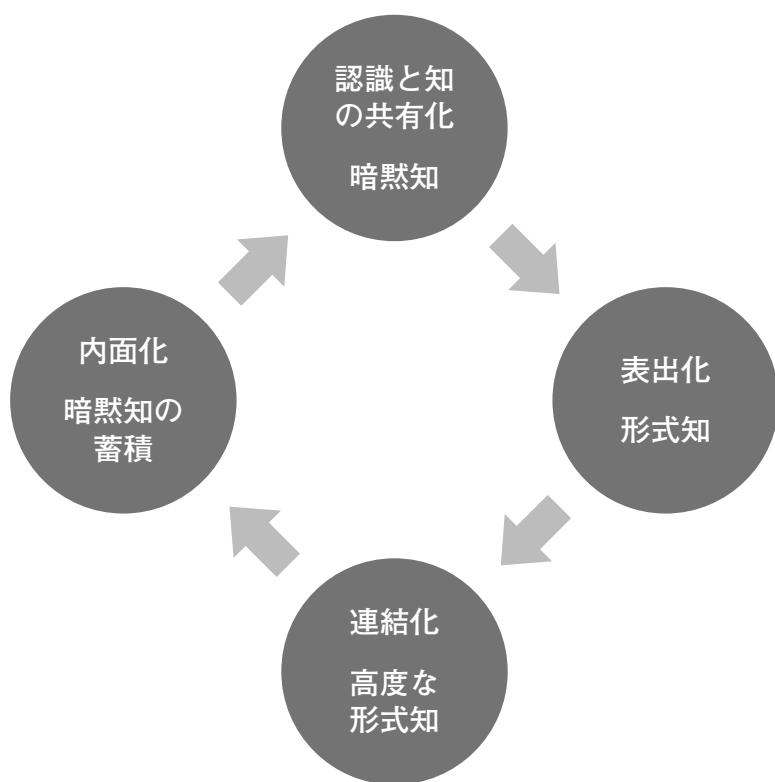
4・果たすべき大学の役割と期待

最後に、地域社会において期待される大学の役割をSEC I モデルにより考察する。⁽³¹⁾ 大学の構成員である研究者という個の知を組織統合体に高めて、システム的な共有知化ないし地域の暗黙知化をなし、地域の活性化のためにより高次の知識を生み出すということを主眼に置いたナレッジマネジメントを実現する場合、そのフレームワークとしてSEC I モデルに基づき以下の四段階のプロセスが提示できよう。

ここで、知識とはプラトン以降の定義によれば「正当化された真なる信念 (Justified true belief)」であり、個人と個人の相互作用、あるいは組織と組織の相互作用により、ダイナミックに変化・深化・進化していくものであるとい

う考えの下に構築されている。そこで、学術的な知であれ、生活科学的な知であれ、大学をはじめ各アクターが有する知的資源が共有化（Socialization）される。コーベン（Michael D. Cohen）⁽³²⁾らにより提唱されたゴミ箱モデル（Garbage Can Model）における知の共有化がある特定の事業目的なしに行われる。第一段階として地域のなかのアクター間での暗黙知が共有化され、それを基にした新たな暗黙知の創造がなされる。地域の主体が一つの場（地域）の中でコミュニケーションにより暗黙知を共有するという、知の透明化を図るというメンタルモデルの共有化を図る。

次に、表出化（Externalization）の過程である。このように形成された暗黙知を形式知として表面化させることが必要である。すなわち、地域アクターの水平的・自立的対話から、与えられた文脈・テーマに合致した新たな形式知が創出される。地域アクターが認識可能な知の創出である。



図表3 SECI モデルを参照引用して作成。

第三段階として、連結化 (Combination) の過程である。形式知の複合的な組み合わせにより、それを基に新たな知を創造することである。形式知がより次元の高い、より洗練された形式知へと発展する。

第四段階は内面化 (Internalization) である。新たに創造された知識を地域内に普及させ、新たな暗黙知として習得することである。形式が実現するプロセスで新たな暗黙知が地域アクター間の集団のなかに蓄積される。

組織的に知が創造されるためにはこのような性格の異なるフェーズをスペイナルに循環することが重要であるということが多くの事例研究などでも指摘されているところである。このような循環が地域社会の中にプラスの外部性またはスピルオーバー効果をもたらす。つまり、公式な経路を通じなくても自然と他の組織を助けることが定着し、地域力を強化することとなる。⁽³³⁾

このように、暗黙知と形式知が相互依存的に影響しあい循環しながら組織的知識創造のプロセスが進行するが、そこでは、以下の点が重要と考えられる。⁽³⁴⁾

まず、協働主体間の信頼性の確保である。このために各主体は自己の組織体の活動を透明化しアカウンタビリティの徹底を図るとともに、それぞれの有する資源、組織特性を用いて地域づくりという目的の共有化・同方向性へのアプローチを図ることが重要である。そのためには、各主体間の対話が必要であり、自治体は場を提供する設計が必要である。第二に、有効最少多様性が必要であろう。異質な知の存在が重要であり、いわゆる金太郎飴的な同質的な力では新しいものは創造されないからである。この場合、三大都市圏でない地方都市においてはいかに多様性を確保可能な場に設計をするかが重要となる。第三に冗長性の確保であろう。実現可能性が高い対話が成立するには相手の暗黙知を理解することが重要であるが、そのためには、相手と同様な体験知を共有している冗長性が必要である。第四

に自立性である。他人から行為を強いられ、非自発的に行動するのではなく、自主的ないしは自立的に問題の解決に取り組むことが重要である。

これら過程を言い換えれば、アクター間の協働のもとで既存の地域資源を再発見することである。地域社会の中の暗黙知を再発見し、その暗黙知を形式知に高次に変換することが重要である。そして、地域づくりのための新しいアイデアは、学生目線、若者目線などこれまでとは違う異質な多様性を審議会などの政策過程に取り入れるしくみが必要である。そのためには、審議会などの公募委員の応募資格の見直しや積極的に大学と連携することを念頭に制度環境を整備し多様な人的資源を確保すべきでなかろうか。また、地域協働の発想として、より多くの住民が主体性、自立性を持ち、まちづくりに関わろうとする意欲が熟成されるべきであると考える。そして、その意欲が熟成されそれをまちづくりに連結させる仕組みが重要となる。すなわち、都市自治体で見られる高齢者を対象とした地域づくり大学は地域づくりへの意欲を高揚させ、ある程度のスキルアップに成功するものの、実際にそれが地域社会のなかで生かされることには限定的である。受講者は地域社会のなかでどのようにそれを生かすべきなのか、その場を暗中模索しなければならない実態がある。

大学は地域社会に横たわる共同の問題処理システムの中心として「新しい公共」の担い手の教育の核となり、一方、地域は公共的領域の問題処理を担うシステムの内部に住民や地域にかかる人々の参加を促し、それによる住民自治の拡大につなげるネットワーク・マネジメントと創発が必要であろう。さらに、大学と地域社会は、さらにはそれぞれが他の大学、他の地域とネットワークを構築することが必要である。都市間での連携は、その内部でさらなる暗黙知から高次の形式知を協創させるからである。

地方分権が進展する中で都市が持続的な成長を遂げるためには、地域社会に問題が生じてからそれに対処する受動的な、対症療法的なまちづくりではなく、まちの核となる人材を育成し、地域課題を自ら見つけ、自己解決できる能力を高めていく「予防療法的なまちづくり」が行われる必要がある。そのために以下の点が重要である。

第一に、連携するアクター間での連携の理念を共有がなければならない。連携の目的が同方向でなければ継続したものとならず断続的で形式的なものに留まる。第二に、連携の前提には互恵平等の関係は必須とされる。タテの関係から横の関係が自立的協働関係には不可欠である。第三に、この関係をシステム化して具体的な連携事業の実現を図ることが必要である。

これらを総合して考えれば、各都市に存在する大学の専門分野あるいは得意とする分野における「教育と研究」という大学機能を活かした取組みが現実的であり、この範囲を踏まえて具体的な連携の方向性を模索することになろう。両者の連携の方向性が定まれば、それに沿ってその力が結集・発揮されることが期待できる。ただし、このとき次のこと留意することを要する。学外での学生の活動範囲は大学周辺のエリアに限られており、学生はボランティア活動など大学外への興味関心はあるものの実際には活動できていないなどギャップがあることが分かっている。つまり、物理的な距離以上に地域との心理的な懸隔があるという現状があり、これは大学生に限られることではなく、在勤者のような在住しない者にとつても同様であると推測される。両者の距離感を解消することが求められるが、まずは地域には地域のニーズがあり、大学では研究者が独自のテーマ（研究シーズ）を有するなど、そもそも行動原理や目標が異質であって、そこから共有できる新たな地域課題の解決を試みることが必要である。地域社会との交流や連携が、大学地域の双方にメリットをもたらし、両者の発展に寄与することで継続的関係が維持できる。そのためには、連携

の理念を共有し知の創出を促すための場の設定が求められよう。場とは都市アクターの相互作用を通じて他者と文脈を共有し、その文脈を変化させることにより意味を創出する時空間であり、そのような政策プラットフォームの創出が可能な連携のための環境整備が都市自治体にもとめられよう。⁽³⁵⁾ その意味で、各地で実施されている政策課題を提起し問題解決手法を地域で考える学生フォーラムや地域フォーラム、政策提言コンペは一定の効果が期待できよう。地方分権の進展によりストック重視の地域づくりから知のネットワーク化が構築され知恵の融合による新価値創造の地域づくりがなされることを期待したい。

(1) 内閣府「社会意識に関する世論調査」によれば、高齢者の、社会に貢献したいとの意識は「一〇〇年で大きく高まっている。六〇代で「社会のために役立ちたいと思っている」と答えた者の割合は、一九八三年には四六・六%であったが、九七年には七〇%を超える。その後多少低下したものの、二〇〇六年には六四・四%となっている。七十歳以上でも八三年の三一・九%から二〇〇六年には五一・一%に高まっている。具体的には「自然・環境保護に関する活動」「町内会などの地域活動」などの活動分野をあげる割合が多くなっている。

- (2) Bill Coxall and Linton Robins, *British politics since the war*, Macmillan, 1997, p67.
- (3) 総務省分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会「分権型社会における自治体経営の刷新戦略—新しい公共空間の形成を目指して—」二〇〇五年四月一日参考。
- (4) 伊藤真知子・小松隆一編著『大学地域論』論創社、二〇〇六年、六頁。
- (5) 清水義弘『地域社会と国立大学』東京大学出版会、一九七五年。大学の四つの機能として、人材養成機能、教育機会供給機能、社会的サービス機能、教育価値形成機能をあげている。
- (6) 中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像」(答申) 二〇〇五年一月一八日によれば、「二十一世紀は、新しい知識・情

報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」(knowledge-based society) の時代であると唱われている。『知識基盤社会』の特質としては、例えば、①知識には国境がなく、グローバル化が一層進む、②知識は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間なく生まれる、③知識の進展は旧来のパラダイムの転換を伴うことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断が一層重要となる、④性別や年齢を問わず参画するなどが促進される、等を挙げることができる」としている。

(7) ギボンズはこれを研究の価値がその学問の内的規範や論理によって規定され、研究成果の評価は学問も知的体系の発展にいかに貢献したかによつて決まるとしている。詳細については、マイケル・ギボンズ、小林信一(翻訳)『現代社会と知の創造—モード論とは何か』丸善、一九九七年参照。

(8) 中央教育審議会大学分科会大学院部会第二回議事録、1990四年六月二二日を引用参照。

(9) 日本学術会議学術の社会的役割特別委員会の「学術の社会的役割特別委員会報告」(1990年六月二六日)において、「大学の自治」の伝統的・日本の理念や慣行は「ほとんど戦前のまま」残された。大学紛争後、東京大学の『改革準備報告書』は「一般社会から隔絶した『象牙の塔』として存在する」とは不可能になつたにもかかわらず、大学は、『大学の自治』の伝統的理念が旧来のままの形で実質的意義をもち続けていたかのような錯覚に陥っていた」と反省した」と記されている。やや視点は異なるが、大学の、社会との隔離状況を指摘し、変化を提唱するものが、ニュージーランドにおける大学の役割に關わる論文でも指摘されていき。Gary Hawke, "The role of the Universities", *The changing Role of the State in New Zealand's Development*, Institute of Policy Studies, pp231-239.

(10) 私立大学生白書(1991年(社団法人私立大学連盟学生員会)によれば、私立大学生のキャンパス滞在時間は六時間二十六分である。

(11) PPPは、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをいう。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営(DBO)方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。高知工科大学は、工学系の大学を有しない高知県に、一九九七年公設民営方式で私立大学として創設されたのもその一例である。PPPについて

ての事例、詳細については日本政策投資銀行地域企画チーム編著『PPPではじめる実践地域再生』（ぎょうせい、二〇〇四年）参照。

（12）財団法人日本経済研究所「地方大学が地域に及ぼす経済効果分析報告書」二〇〇七年。そのほか大分県、別府市による誘致した立命館アジア太平洋大学については「大学誘致に伴う波及効果の検証」立命館アジア太平洋大学（APU）開学一〇周年を迎えて～」二〇一〇年、二五—四八頁参照。

（13）たとえば、二〇〇六年一二月三日・四日に山形県酒田市で学生まちづくりサミットが開催された。ここでは、東北公益文科大学はじめ、室蘭工業大学、関西学院大学、関東学院大学、金沢大学、松本大学、愛知大学、人間環境大学、九州大学、広島大学、高崎商科大学、県立米沢女子短期大学の一二大学の学生及び教職員と、新庄東高校、金山高校、上山明新館高校などの高校生と教員、山形県、酒田市、鶴岡市などの地方自治体職員、NPO、TMO、商工会議所の職員など約一〇〇名が参加した。伊藤真知子・小松隆二編著、前掲書に見られるような大学地域論も盛んになっている。

（14）拙稿「自治体経営と条例」『日本法学』第七六卷第二号、二〇一〇年を参照されたい。

（15）岡田浩一、塚本一郎、藤江昌嗣『地域再生と戦略的協働——地域ガバナンス時代のNPO・行政の協働』（ぎょうせい、二〇〇六年）参考。とりわけ本書では主としてNPOとの協働を考察している。

（16）奥野信宏、栗田卓也『新しい公共を担う人びと』岩波書店、二〇一一年参照。

（17）金沢市におけるkanazawa campus summit 2012もその一例である。そのほかに金沢市では、金沢周辺の高等教育機関が実施するゼミナール等の授業及び金沢周辺の高等教育機関が公認する部活動・学生サークル等の団体に対し、対象施設を利用した授業やクラブ・サークル活動等を実施する場合に、奨励金を交付し学生のキャンパス拡大に努めている。

（18）日本において外国人の参政権は認められていないが、最高裁判所が一九九五年二月二八日の判決における傍論部分において外国人の地方参政権について憲法上禁止されていないと述べられている。もつとも、判決に加わった園部逸夫元最高裁判事は二〇一〇年二月一八日までに産経新聞に対し、「（在日韓国・朝鮮人を）なだめる意味があつた。政治的配慮があつた」と明言した（産経新聞同年二月一九日朝刊参照）。

(19) 内閣府「国民生活選好度調査」（一〇〇七年）によれば、自分が住んでいる地域のつながりが一〇年前と比べてどのように変化したか尋ねたところ、「変わっていない」と回答した人の割合が四六・五%と最も多かったが、「弱くなっている」、「やや弱くなっている」も合わせると三〇・九%に上っている。強くなっていると感じている人は七・〇%に過ぎず、人々は地域のつながりが希薄化の方向にあると感じている。

(20) 国土庁大都市整備局「大学の誘致と期待・効果」大蔵省印刷局、一九八八年、五一頁参照。茹谷剛彦ほか編『創造的コミュニケーション五』有斐閣、二〇〇四年、一三一一三三頁参照。

(21) M・トロウ、天野郁夫、喜多村和之（翻訳）、「高学歴社会の大学」東京大学出版会、一九七六年、六二一六五頁。トロウ（Trow）モデルによれば、同年代年齢層のおよそ一五%を収容するところまでは、高等教育制度の基本的な性格をエリート教育と位置づけ、一五%を過ぎるとマス段階に入り、大学教育の果たす社会的機能が量だけでなく質の面でも異なり、五〇%を過ぎるとユーバーサル・アクセス型に移行し、産業社会に適応しうる全国民の育成へとその役割を変える。

(22) 宮田由紀夫『アメリカにおける大学の地域貢献』中央経済社、二〇一〇年、一一一三九頁参照。

(23) 総務省定住自立構想研究会「定住自立構想研究会報告書（住みたいまちで暮らせる日本を）」二〇〇八年参照。

(24) 米国では退職者、高齢者を大学をコアに地域コミュニティの形成に利用する例がある。現在その数は五〇を超える。米国では、退職高齢者が老後にゴルフなどのレジャーを楽しむ世代から知的好奇心を充足するために大学を中心とするコミュニティを形成している。参考文献として松田智生「米国の大学連携型リタイアメントコミュニティ～ケンダルアットハノーバー訪問レポート」三菱総合研究所調査レポート（所報五五号）、二〇一二年、三〇六一三二一頁に詳しい。

(25) 大学が企業と連携する場合の形態には、共同研究、受託研究、奨学寄附金の受入れ、そのほか（研究員の受入れ、寄附講座など）の四つに大別できる。企業側にとつても外部の大学と有機的に結びつくことは有効であり、価値創造に役に立つ点が指摘されている。このような考え方をopen innovationという。詳細についてはヘンリー・チエスブルウ、ウイム・ヴァン・ハーベク、ジョエル・ウェスト、PRTM（監修）、長尾高弘（翻訳）『オープンイノベーション組織を越えたネットワークが成長を加速する』英治出版、二〇〇八年を参考されたい。

- (26) 山本長史ほか「地域と大学の連携—知性豊かな社会へのキック・オフ」神奈川自治総合研究センター、一九八九年、一一頁。
- (27) 文部科学省科学技術・学術審議会「大学教員等の発明に係る特許等の取扱いについて」(答申) 一九七七年六月一七日引用。
- (28) http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/sesaku/daigaku_shien_01.htm
- (29) 文部科学省一〇〇五年一月一八日中央教育審議会答申参照。
- (30) 文部科学省科学技術・学術審議会、技術・研究基盤部会「新時代の産学官連携の構築に向けて」(答申) 一〇〇〇年四月一八日引用参照。
- (31) ニのプロセスは、各段階の英語名称の頭文字をとつて『SECII（セキ）プロセス』あるいは単に『SECII（セキ）』と呼ばれる。ニは野中郁次郎（橋大学大学院名誉教授と竹内弘高ハーバード大学教授が執筆したThe Knowledge Creating Company（『知識創造企業』梅本勝博翻訳、東洋経済新報社）において、提唱された。
- (32) Cohen, Michael D., March, James G., Olsen, Johan P. (1972). "A Garbage Can Model of Organizational Choice". Administrative Science Quarterly 17 (1), pp1-25. 「ゴミ箱モデルは、組織の意思決定モデルの一つとして提起されたもので、その意思決定は、合理的に整理されたプロセスによって展開されるものではなく、問題点と解決策が無秩序に混在している「ゴミ箱」の中での選択に過ぎない」という理論である。ニのゴミ箱モデルの本質は、「組織化された無秩序」にある。それは、不明確な選考、不明確な技術、流動的参加構造によって形成される。
- (33) 内閣府経済社会総合研究所「ゴミ箱機能再生とソーシャル・キャピタルに関する研究調査報告書」一〇〇五年参照。
- (34) 野中郁次郎、竹内弘高、前掲書、一一一一二二頁参照。
- (35) 野中郁次郎編『知識国家論序説 新たな政策過程のパラダイム』東洋経済新報社、一〇〇二年第一章参照。
- (36) たとえば、東北で開催される全国学生まちづくりフォーラムや京田辺市の全国学生フォーラムは同志社大学が軸となり地域と連携した試みがある。このほか、大学が学会を誘致して学生フォーラムを開催するタイプなどがある。一例として、公共政策学会が実施する学生政策コンペがある。

